

○美濃加茂市広告掲載取扱要綱

平成19年 5月 1日訓令甲第63号

改正

平成20年 8月13日訓令甲第47号

平成21年 7月27日訓令甲第73号

平成21年12月 1日訓令甲第88号

平成22年 2月 1日訓令甲第 3号

美濃加茂市広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び活力ある地域社会の実現を図るため、市の資産を広告媒体として活用し、有料で広告掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告を掲載することが出来るもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 美濃加茂市ホームページ
- (2) あい愛バス
- (3) 広報紙「広報みのかも」
- (4) 市が所有する建物内部の柱類、壁面等

(掲載基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令に違反するもの又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告その他これらに類するもの
- (4) 虚偽又は誇大な表現で不適切なもの
- (5) 人権の侵害又は名誉毀損になるもの
- (6) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (7) 市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (8) 次に該当する者が掲載する広告であるもの

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に

掲げる暴力団その他の集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、市における一般競争入札の参加を制限される団体（法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者が該当する場合を含む。）

ウ 美濃加茂市税（以下「市税」という。）を滞納している者

(9) その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの
(広告の規格等)

第4条 広告の内容、デザイン、規格、枠数、掲載位置及び掲載期間（以下「広告の規格等」という。）は、広告媒体ごとに主管課が定めるものとする。

（掲載枠の販売方法）

第5条 市長は、広告の掲載枠を、指名競争入札又は随意契約により決定した広告代理店（以下「代理店」という。）に売り渡すものとする。

（掲載の申請及び承認）

第6条 代理店は、美濃加茂市広告掲載申請書（様式第1号）に、市税の納付状況確認同意書（様式第2号）及び掲載しようとする広告原稿を添え、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、第13条に規定する広告審査会において、掲載の可否を決定するものとする。掲載の可否を決定したときは、代理店にその旨を通知するものとする。

（納品）

第7条 代理店は、市長の指定する期日までに、市長の指定する方法により広告の成果品を納品するものとする。

（広告の責任）

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、代理店及び広告主が負うものとする。

（広告掲載料の納付）

第9条 代理店は、指名競争入札又は随意契約により決定した広告掲載料を、市が指定する期日までに納付するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第10条 代理店は、広告掲載を取り下げようとするときは、書面により市長に申し出るものとする。

（広告掲載の取消し等）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取消し又は中止することができるものとする。

- (1) 広告の内容が、広告審査会での審査内容と著しく相違するとき。
 - (2) 広告掲載料が市の指定する期日までに納付されなかったとき。
 - (3) 広告原稿が市の指定する期日までに提出されなかったとき。
 - (4) 代理店又は広告主が第3条第8号に掲げる者に該当することとなったとき又は該当することが判明したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとしたとき。
- 2 市は、前項の規定による取消し又は中止により、代理店及び広告主が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

(広告掲載料の返還)

第12条 第10条の規定による取下げ又は前条の規定による取消しがあった場合において、広告掲載料の変更はしない。ただし、市の責により広告の掲載が中止となった場合は、広告掲載料の変更又は返還若しくはその他適当な措置を講ずるものとする。

- 2 前項により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告審査会)

第13条 広告の掲載の可否を審査するため、広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、副市長をもって充てる。
- 4 委員は、教育長、部長、会計管理者及び議会事務局長をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(審査会の会議等)

第14条 委員長は、審査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じ審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができるものとする。
- 5 審査会の会議を招集する時間的余裕がないと委員長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、経営企画部行政経営課において処理する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

附 則 (平成20年8月13日訓令甲第47号)

この訓令は、平成20年8月13日から施行する。

附 則 (平成21年7月27日訓令甲第73号)

この訓令は、平成21年7月27日から施行する。

附 則 (平成21年12月1日訓令甲第88号)

この訓令は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月1日訓令甲第3号)

この訓令は、平成22年2月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)